

新潟市告示第 143 号

露店市場出店料収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、露店市場出店料収納事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	所在地
豊栄市場商組合（組合長 田邊則夫）	新潟市北区葛塚 3 3 8 8 番地
松浜市場組合（組合長 寺山則雄）	新潟市北区松浜本町 4 丁目 1 0 番 2 4 号

2 収納事務を行わせる歳入

露店市場出店料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 収納事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

5 収納事務を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで